

建設工事請負契約に係る社会保険加入の促進について

高山市では、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手確保を図るため、法令に反して社会保険等に加入していない建設業者（加入義務のない事業者を除く。以下「社会保険未加入業者」という。）について、平成27年4月1日以降の工事発注及び入札参加資格審査について以下のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

【元請業者】

(1) 予定価格130万円を超える工事の競争入札において、社会保険未加入業者の参加を認めません。

①一般競争入札の公告において、入札参加資格として以下のように明示します。

『以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務』

②指名競争入札については、開札後、落札候補者について社会保険未加入業者でないことを確認した上で契約を結びます。

※ 平成27年4月1日より、全ての工事について工事費内訳書の提出が義務化されるため、これまで指名競争入札の場合に開札時に落札者を決定していた取り扱いを、4月1日以降は落札候補者とし、工事内訳書の内容点検及び社会保険加入状況の確認をした後に落札者と決定することとします。

(2) 社会保険の加入状況については、経営事項審査結果通知書の写しにより確認します。

なお、経営事項審査結果通知書において加入状況が確認できない場合は、保険料領収書、納入証明書等加入状況を確認できる書類の提出を求めます。

(3) 高山市競争入札参加資格審査要綱（平成6年決裁）第2条に次の1号を加えることにより、社会保険未加入業者の入札参加資格者名簿への登録を認めません。

『建設工事の資格については、以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務』

【下請業者】

(1) 予定価格が130万円を超える工事の請負契約において、元請業者が下請契約を締結した場合に、全ての下請業者の社会保険加入状況について確認します。

① 工事請負契約約款に以下の条項を加えます。

『(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。』

② 全ての下請業者について施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄により社会保険加入の有無を確認し、加入状況が「有」又は「除外」以外である場合は以下の手続きを行います。

※ 施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄の記入方法については、国土交通省のホームページを参照してください。

《一次下請業者が未加入の場合》

① 元請業者に対して、当該下請契約を締結した具体的な理由を書面により提出させた上で、特別の理由があると認められない場合は契約違反（第7条の3第1項）となる旨を通知します。

② 市は、①の理由書の記載事項についてヒヤリング等により確認を行った上で、特別な理由の有無について判断します。

③ ②において特別の理由があると認めた場合は、元請業者にその旨を通知するとともに、一定の期間を指定して下請業者の社会保険加入義務を履行させ、加入確認のための書類を提出するよう指示します。

④ ②において特別の理由がないと認めた場合は、元請業者に契約違反の状態である旨を通知するとともに、一定の期間（通知日から30日以内）を指定して下請業者の社会保険加入義務を履行させ、加入確認のための書類を提出するよう指示します。

⑤ ③の場合で指定期間内に確認書類の提出がないとき及び④の場合には、元請業者の指名停止措置（別表第1-4号 契約違反）を行います。

※ 経過措置として平成27年度に限り④の場合でも通知から30日以内に社会保険加入義務を履行し、確認のための書類を提出した場合は契約違反としません。

《一次下請業者以外の下請業者が未加入の場合》

- ⑥ 一次下請業者以外の下請業者については、元請業者に対し社会保険加入指導を求めるほか、岐阜県の建設業担当部局及び建設業許可権者及び社会保険担当機関に通報を行い、指導を求めます。